支部ノ特殊的ナ意向ヲ充分ニトリ入レテソノ地區ノ會議並ニ中央部ニ報告セラレタイノデアリマス。

(イ)各聯合會內ノ本部員ハ、同一地區內ノ本部員及ビ調査委員ト絶エズ連絡セラレテソノ地區內各聯合會調査ニ關シテハ同一歩調ヲ以テ進行セラレタイノデアリマス。各地ノ調査ノ進行調査上ノ意見等ヤニ關シテハ一應調査委員ニ事務的ニ知悉セシメルヤウニ口頭又ハ文書ヲ以テオ傳ヘ下サイ。

(ニ)調査記入表ハ、各地域ノ調査委員ニ渡サレルカ、若シクハ直接總本部ニ送ラレテモヨイノデスガナルベク調査委員長宛（東京芝區新橋驛前新橋ビル三階黒田壽男）ニ送ラレタイノデス。（コノ場合ハ直送シタ旨調査委員ニ知ラシテ置イテ頂キタイ）

三、調査委員會中央部ト各地本部員トノ關係ー